

政令番号236 アイオキシニル

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成30年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.9E+4					19,410.0
2	青森県			3.0E+1					30.0
3	岩手県			4.5E+2					450.0
4	宮城県			1.2E+2					120.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県			1.2E+2					120.0
9	栃木県			1.8E+2					180.0
10	群馬県			2.1E+2					210.0
11	埼玉県			3.0E+2					300.0
12	千葉県			3.0E+1					30.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県			9.0E+1					90.0
17	石川県			3.0E+1					30.0
18	福井県								
19	山梨県			6.0E+1					60.0
20	長野県			9.0E+1					90.0
21	岐阜県			3.0E+1					30.0
22	静岡県								
23	愛知県			6.0E+1					60.0
24	三重県			3.0E+1					30.0
25	滋賀県			3.0E+1					30.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			3.0E+2					300.0
29	奈良県								
30	和歌山県			3.0E+1					30.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県			6.0E+1					60.0
34	広島県			6.0E+1					60.0
35	山口県			1.2E+2					120.0
36	徳島県								
37	香川県			3.6E+2					360.0
38	愛媛県			1.8E+2					180.0
39	高知県								
40	福岡県			2.7E+3					2,730.0
41	佐賀県			4.8E+2					480.0
42	長崎県			6.0E+1					60.0
43	熊本県			5.4E+2					540.0
44	大分県			2.1E+2					210.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県			3.0E+1					30.0
47	沖縄県								
	全国			2.6E+4					26,430.0